

日本林業

発行：一般社団法人 日本林業協会
〒 107-0052
東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル
TEL. 03-3586-8430 FAX. 03-3586-8434
編集・発行人 前田 直登

農林水産省作成

林業経営体及び木材関連事業者にかか る基本的ガイドライン の周知・徹底を呼び掛け

一般社団法人日本林業協会の前田直登会長は、5月25日に「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた基本的ガイドラインについて」を題する文書を同会中央会員向けに発した。配布文書では、先に配布していたガイドラインに対して修正・変更された部分の説明がなされ、新たなガイドラインの周知・徹底を呼び掛けた。

林業協会からの配布文書の主要点と添付された新しいガイドラインは次のとおり。

新型コロナウイルス感染症への対応として、従業員等の健康保護を図るとともに、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえて業務を継続させるため、農林水産省においては、林業経営体及び木材関連事業者にかかるとともに、基本的ガイドライン（※）が策定され、当協会から5月14日付けでこれらのガイドラインに準じて対応していただくよう貴団体傘下会員等の皆さまに周知をお願いしたところ。

今般、これらのガイドラインについて、下記のとおり改訂されましたので、お知らせします。林業経営体（森林組合、素材生産業者等）、木材関連事業者（木材製造業者、木材卸売業者、木材市場業者等）、その他森林に関連する事業者におかれましては、改訂されたこれらのガイドラインに準じて対応していただくよう、貴団体傘下会員等の皆さまに周知をお願いします。

【主な改訂点】

- 1 巻頭部分の記載について、現在「感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に行う」ことが求められているため、その趣旨を踏まえて修文。
- 2 「新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底」のうち、従業員等が林業事業体への連絡と自宅待機を徹底する場合について、「発熱などの症状がある場合に」に加え、以下の項目を追加。
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- 3 マスクの着用を前提とした記載への修正。
 - ・「できる限りマスクを着用する。」を「マスクを着用する。」に修正。
 - ・「マスクを着用しない場合には」の記述を削除等。
- 4 「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例を参考にしよう」を追記。

協会からの

情報提供は

- 一般向け情報誌

『森林と林業』

（毎月20日発行）

- 会員向け情報誌

『協会報日本林業』

（毎月5日発行）

いずれも土日祭日は繰り下げ発行となります。●●

目次：

新型コロナに対するガイドライン	1 — 11
ガイドラインの補足	12
会員情報 行事の動き	13

林業経営体における新型コロナウイルス感染者が発生した時の 対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

- ・ 本ガイドラインは、林業経営体（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携して、事業主や従業員等の健康保護とともに業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。なお、このガイドラインは令和2年5月8日までの知見に基づいて作成されたもので、新たな知見により更新されます。
- ・ 感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、事業者において自主的な感染防止のための取組を進める必要があります。飲食料品供給関係の林業経営体においては、事業の特性を踏まえ、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じるようお願いいたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。

こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

【参考】

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・ 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- ・ 「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）
- ・ 「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP）
- ・ 「『新しい生活様式』の実践例」（新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言）

- ・ 林業経営体は、従業員等に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。
 - ① 体温の測定と記録
 - ② 以下のいずれかに該当する場合、林業経営体への連絡と自宅待機の徹底
 - ・ 発熱などの症状がある場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・ 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触

がある場合

- ③ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに林業経営体に連絡のうえ、保健所に問い合わせ
- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

- ・ 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。
- ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。

- ・ 林業経営体は、現場作業に関連した次に掲げる感染予防策を行ってください。
 - ① マイクロバス等で作業現場に移動する際や、マイクロバス等を休憩所として活用する場合には、同乗者が長時間かつ近距離で接することから、窓を開けての換気やエアコンを用いた外気の導入等による定期的な換気の実施と、マスクの着用。
 - ② 休憩小屋などの狭い屋内で昼食等により長時間過ごす場合には、窓を開けるなどによる定期的な換気の実施と、人との間隔はできるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）適切な距離を確保。
- ・ 林業経営体は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。
- ・ 林業経営体は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
 - ① 出勤時、トイレ使用后、事業所等への入場時には手洗い、手指の消毒。
 - ② マスクの着用、咳エチケットの徹底。
 - ③ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。
- ・ 林業経営体が主催する会議・行事等の開催については、その規模の大小に関わらず開催の必要性について検討し、開催する場合には、換気、人と人との間隔を適切にとること、アルコール消毒液の設置など、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策を行ってください。

- ・ 関係団体等は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において示された「人との接触を8割減らす10のポイント」や『『新しい生活様式』の実践例』を参考に、業種別のガイドラインを作成し林業経営体へ普及するなどにより、自主的な感染防止のための取組を進めるようお願いいたします³。

2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 患者発生の把握

林業経営体は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員等に対しては経営体内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。

(2) 濃厚接触者の確定

- ・ 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています¹。
このため、林業経営体は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。
- ・ 地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」とされていることに留意が必要です²。

(3) 濃厚接触者への対応

- ・ 林業経営体は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員等に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。
- ・ 林業経営体は、濃厚接触者と確定された従業員等に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- ・ 濃厚接触者と確定された従業員等は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、林業経営体はその結果の報告を速やかに受けることとします。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」）

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

3. 施設設備等の消毒の実施

- ・ 林業経営体は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（事務所、休憩小屋等）の消毒を実施します。
- ・ 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（事務所、休憩小屋、マイクロバス、林業機械等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、マイクロバスや林業機械のハンドル・レバー等）を中心に、アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）（アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）が入手できない場合には、エタノール（60%台）又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施してください^{1・4・5}。

4. 業務の継続**(1) 従業員等の感染が確認された場合に備えた取組の検討**

- ・ 林業経営体は、従業員等の感染が確認された場合に業務を継続できるようにするための取組を、業務形態を踏まえつつ実施しておくことを検討してください。
（例）現場作業班間での感染を抑制するため、複数の作業班が同時に出席する会議・行事等の限定や作業班間の作業員の入れ替えの抑制。

(2) 従業員等の感染が確認された場合の業務の継続

- ・ 林業経営体は、従業員等の感染が確認された場合において、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難となる場合には、業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- ・ 林業経営体は、業務継続のため、勤務体系・情報共有体制を整備してください。

(参考) 従業員等の確保状況による段階別の業務継続体制

林業経営体は、従業員等の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定します。

【第一段階】

(業務の内容) 原則通常どおりの業務
(人員体制) 早出・残業等で業務対応

【第二段階】

(業務の内容) 業務を縮小
小規模な経営体の場合にあつては業務全体の休止も含め判断
(人員体制) 早出・残業等での業務対応に加え、可能であれば、他部門からの
応援

5. 関係者との情報共有

- ・ 林業経営体は、従業員等の中に新型コロナウイルス感染症が疑われる者が確認された段階から、都道府県林務部局に状況を報告するようお願いします。
また、併せ、所属する業界団体等がある場合には、所属団体の事務局等に状況を報告し、業界内での情報共有を徹底するようお願いします。

林業経営体の従業員等に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示しました。林野庁としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。

参考

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理 (改訂 2020年4月27日) (国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター)
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言 (新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- 4 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」 (厚生労働省健康局結核感染症課)
- 5 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス (2015年6月25日版)」 (一般社団法人日本環境感染学会)

木材産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の 対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

本ガイドラインは、木材製造業、木材卸売業、木材市場業又はその他木材関連事業を営む事業者が雇用する従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携して、従業員の健康保護とともに事業継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。なお、このガイドラインは令和2年5月8日までの知見に基づいて作成されたもので、新たな知見により更新されます。

感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、事業者において自主的な感染防止のための取組を進める必要があり、木材関連事業者においては、事業の特性を踏まえ、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じるようお願いします。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。

こうしたことから、人と人の距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

【参考】

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・ 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- ・ 「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）
- ・ 「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP）
- ・ 「『新しい生活様式』の実践例」（新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言）

- ・ 事業者は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。
 - ① 体温の測定と記録
 - ② 以下のいずれかに該当する場合、所属長への連絡と自宅待機の徹底
 - ・ 発熱などの症状がある場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合

- ・ 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
 - ③ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに所属長に連絡のうえ、保健所に問い合わせ
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - 〔※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方〕
 - ・ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。
 - ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。
 - ④ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に行くことを避け、手洗い（手指の消毒）、咳エチケット、家屋も含めた閉鎖空間の定期的な換気、アルコール消毒液の設置や不特定者が触れる箇所の定期的な消毒等の実施
- ・ 事業者は、マスクを着用する、人との間隔はできるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）適切な距離を確保するよう努めるなど、事業所の業態によって感染予防策を行ってください。
 - ・ 木材市場のせり場等の事業活動においては、体調が優れない方へ来社自粛をお願いするとともに、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策をとってください。
 - ・ 事業者は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。
 - ・ 事業者は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
 - ① 出勤時、トイレ使用后、工場・倉庫・事務所・休憩所等への入場時には手洗い、手指の消毒。
 - ② マスクの着用、咳エチケットの徹底。
 - ③ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レ

バー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。

- ・ 事業者は、木材市に参加する事業者や関係車両の運転手（木材運送業者等）等の日常的に工場・市場・事業所等へ出入りする取引事業者へも感染予防策を周知徹底してください。
- ・ 事業者は、イベント等の開催にあたって、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、風通しの悪い空間をなるべく作らないなど、イベントの実施方法を工夫してください。
- ・ 関係団体等は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において示された「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を参考に、業種別のガイドラインを作成し事業者へ普及するなどにより、自主的な感染防止のための取組を進めるようお願いします³。

2. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

（1）患者発生の把握

事業者は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員に対しては工場・市場・事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。

（2）濃厚接触者の確定

- ・ 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています¹。

このため、事業者は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。

- ・ 地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」とされていることに留意が必要です²。

（3）濃厚接触者への対応

- ・ 事業者は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14日間出勤を停止し、

健康観察を実施してください。

- ・ 事業者は、濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- ・ 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、事業者はその結果の報告を速やかに受けることとします。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」）

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

3. 施設設備等の消毒の実施

- ・ 事業者は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（工場、倉庫、事務所、休憩所等）の消毒を実施します。
- ・ 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（工場、倉庫、事務所、休憩所等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）（アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）が入手できない場合には、エタノール（60%台））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を実施してください^{1・4・5}。

4. 事業の継続

事業者は、従業員が、新型コロナウイルスに感染し、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、生産、販売等の事業を維持・継続するため、以下の対応を検討してください。

- ・ 事業者は、事業を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。

- ・ 事業者は、事業継続のため、情報共有体制・人員融通体制を検討・整備してください。
- ・ 事業者は、従業員の確保状況に応じて、生産・販売等の事業規模について検討し、事業の継続体制を整備してください。

(参考) 従業員の確保状況による段階別の事業継続体制

事業者は、従業員の確保状況に応じて、段階別に事業継続体制を決定します。

【第一段階】

(業務の内容) 原則通常どおりの業務
(人員体制) 早出・残業等で業務対応

【第二段階】

(業務の内容) 生産体制や業務を縮小
小規模事業者の場合にあっては業務全体の休止も含め判断
(人員体制) 早出・残業等での業務対応に加え、他部門からの応援

5. 関係者との情報共有

事業者は、従業員の中に新型コロナウイルス感染症が疑われる者が確認された段階から、所属団体の事務局等に状況報告し、業界内での情報共有を徹底してください。

木材産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び事業継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。林野庁としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。

参考

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂2020年4月27日）（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 4 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 5 「MERS 感染予防のための暫定的ガイダンス（2015年6月25日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）

夏場を控え、「マスクの着用」について、 基本的なガイドラインを補足

2 林政経第147号
令和2年 6月 4日

一般社団法人日本林業協会 会長 殿

林野庁経営課長
木材産業課長
木材利用課長

令和2年度の熱中症予防行動を踏まえた新型コロナウイルス感染者が
発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの補足
について

日頃より、林業・木材産業における新型コロナウイルス感染症対応の御指導をいただき
感謝申し上げます。

「林業経営体における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に
関する基本的なガイドライン」及び「木材産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者
が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（以下「ガイドライン」
とする。）につきましては、これまでの知見に基づき5月22日付けで改定を行ったところ
です。

一方で、この6月から8月の気温は平年並みか高い見込みとの見通しが気象庁から示さ
れるなど、今夏の熱中症予防対策が重要となっています。5月26日には、環境省・厚生労
働省から「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について」として、「新しい生活様式」に
おける熱中症予防行動のポイントが別添のとおり示されました。

これを受けて、林業・木材産業における新型コロナウイルス感染症予防と熱中症予防の
対策を進めていくため、ガイドライン中のポイントの一部について下記のとおり補足しま
すので、貴団体傘下会員の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

記

ガイドラインの1に記す「マスクの着用」については、特に屋外での作業において、別
添の「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について」を踏まえ、以下のとおり対応くだ
さい。

- 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれ
があります。このため、屋外でのマスク着用を励行している経営体等においても、屋外
で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考
慮し、マスクをはずすようにしましょう。
- マスクを着用している場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなく
てもこまめに水分補給を心掛けるようにしましょう。また、周囲の人との距離を十分に
とれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩することも必要です。
- 新型コロナウイルス感染症を予防するためには、冷房時でも換気扇や窓開放によって
換気を確保する必要があります。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のた
めにエアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。

一般社団法人 日本林業協会 会員情報

総会シーズンを迎えていますが、本年は新型コロナウイルス感染症の拡大に直面しているため、感染拡大の予防策として例年のような総会の開催形態を変更し、3密を避けるかたちで、書面審議・決議の形態をとるところがほとんどとなっています。

このような中、日本林業協会会員団体の役員(代表者)交代が、下記のとおりありました。

<中央会員>

○日本製紙連合会

会長 野沢 徹(日本製紙(株)社長)

※代表者の交代

(右写真は、日本製紙(株)HPから)



○全国山林種苗協同組合連合

会長理事 大森 茂男(岩手県山林種苗協同組合理事長)

※代表者の交代

(右写真は、総会で挨拶する大森新会長)



令和2年 5月 国会の動き

《国会関連》

- 12日(火) 参・農水委 森林組合法提案説明
- 14日(木) 参・農水委 森林組合法採決
- 15日(金) 参・本会議 森林組合法等議了処
- 19日(火) 衆・震災復興特委 質疑
- 26日(火) 衆・農水委 森林組合法提案説明
- 27日(水) 衆・農水委 森林組合法質疑・採択
- 28日(木) 衆・本会議 森林組合法議了処理

《政党関連》

新型コロナウイルス感染症拡大防止の
観点から各種各堂自粛

令和2年 5月 業界の動き

- 8日(金) 外国資本による森林買収に関する調査の結果公表(林野庁森林整備部計画課)
- 15日(金) 「令和2年度山地災害防止キャンペーン5/20~6/30」の実施
- 29日(金) 第2回今後の路網整備のあり方検討会(新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえて書面開催し、結果はURLで公表)